

## 佐賀市窓口用封筒無償提供者に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が利用する窓口用封筒の無償提供に関し、必要な事項を定め、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「窓口用封筒」とは、市が発行した証明書等を持ち帰るために窓口に設置して市民等に提供する封筒で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

2 この要綱において「無償提供者」とは、窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主の調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に窓口用封筒を無償提供する事業者をいう。

### (窓口用封筒の設置場所)

第3条 窓口用封筒の設置場所は、市民生活課、各支所市民サービスグループ、市民サービスセンター、その他市長が指定する場所とする。

### (窓口用封筒の設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は、原則として1年とする。

### (無償提供者の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び提出書類その他募集について必要な事項は、別に定めるものとする。

### (無償提供者の申込み)

第6条 無償提供者になろうとする者は、佐賀市窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

### (無償提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、佐賀市窓口用封筒審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、佐賀市窓口用封筒無償提供承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (審査会)

第8条 前条に規定する審査会は、市民生活部長、市民生活部副部長、市民生活課長、市民生活課副課長、市民生活課窓口担当係長で構成し、委員長は市民生活部長とする。

### (協定書の締結)

第9条 市長は、第7条の規定により決定した無償提供者と窓口用封筒の広告内容及び無償提供の手続きに関して、協定書を締結するものとする。

### (製作上の注意事項)

第10条 無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、掲載する広告について、事前に審査会の審査を受けなければならない。

(無償提供者の責務)

- 第11条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。
- 2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に通知し、当該窓口用封筒を回収し、代替の窓口用封筒を提供するものとする。
- 3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の窓口用封筒を提供するものとする。
- 4 無償提供者に前3項による損害が生じてても、市は責任を負わないものとする。

(窓口用封筒設置の中止)

- 第12条 市長は、市民等に窓口用封筒を提供することが適当でないと認めたときは、無償提供者と協議の上、窓口用封筒の提供を中止するものとする。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

佐賀市窓口用封筒無償提供申込書

年 月 日

佐賀市長 様

佐賀市窓口用封筒無償提供者に関する取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び関係書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申込事業者

事業者名 \_\_\_\_\_ 印

事業所所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

2 添付書類

(1) 企画提案書

(2) 封筒見本

(3) 履歴事項全部証明書（法人事業者の場合）

※提出期限前3か月以内に発行されたもの

(4) 身分証明書（個人事業者の場合）

※提出期限前3か月以内に発行されたもの

(5) 事業者概要

(6) 契約実績

(7) 納税証明書（事業所所在地及び佐賀市における市区町村税の滞納がないことの証明書）

※市区町村税の納税について猶予されている場合は、徴収猶予許可通知書と納税証明書

（納税証明書は直近2年分のもの）

※提出期限前1か月以内に発行されたもの